

諏訪市市営墓地について

面積、永代使用料等について

角間新田墓地 (角間新田12952番地1) (旧清掃センター下)

造成1期	一区画:5.5㎡	永代使用料:220,000円	墓石高さ制限:通路面(地表)から180センチ
造成2期	" 5.5㎡	" 253,000円	" 180センチ
造成3~6期	" 4.0㎡	" 350,000円	" 90センチ

(面積、永代使用料については標準地のものです。角地等では異なります。)

大熊墓地 (湖南大熊2491番地) (諏訪西中学校上) 【完 売】

一区画:5.2㎡ 永代使用料:239,200円 墓石高さ制限:通路面(地表)から180センチ
(面積、永代使用料については標準地のものです。角地等では異なります。)

墓地使用条件について

- ・ 諏訪市墓地を使用できるのは、諏訪市に住んでいるか、本籍がある方です。
- ・ 墓地は永代使用です。分譲ではありませんので、転売、転貸等は出来ません。
- ・ 墓地を使用しなくなったときは、原状に復した上で返還していただきます。使用料は返還しません。ただし、許可を受けた日から1年以内であれば半額を返還します。
- ・ 諏訪市市営墓地には土葬は出来ません。

墓地の管理について

- ・ 管理料はいただきませんが、使用する区画内のごみ拾い、草刈等の手入れは各自責任をもって行っていただきます。適正に清掃等を実施しない場合には、使用を取り消す場合があります。

使用申請の方法

- ・ 以下のものを用意して、市役所2階環境課へお越し下さい。
使用許可申請書は環境課にてお渡しいたします。
(市ホームページからも様式のダウンロードが可能です。)

(諏訪市に在住の方)

- ① 使用許可申請書
- ② 申請者の本籍記載の住民票 (マイナンバーの記載がないもの)
- ③ 永代使用料 (一括払い)

(諏訪市に本籍があり、市外在住の方)

- ① 使用許可申請書 (市内在住者を管理人に定め管理人と連署すること。)
- ② 申請者の本籍記載の住民票 ③ 管理人の住民票 ④ 永代使用料 (一括払い)

諏訪市 環境課 環境衛生係
TEL : 52-4141 (内線211, 212)